

物品購入等に係る取引停止の取扱いについて

高知工科大学における研究費の適正な運営及び管理に関する規程で規定する研究費の執行に関し、業者に対して取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては次のとおりとします。

1. 取引停止の措置

取引先が、次に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、物品購入等に係る本学の取引を一定期間停止することがあります。

2. 取引停止の措置基準

区分	措置要件	取引停止期間等
(1) 虚偽記載	本学が発注する物品購入等において、本学が必要として求めた提出書類等に意図的な虚偽の記載があり、購入の相手方として不適当であると認められるとき。	(調査委員会で決定します。)
(2) 過失による粗雑な契約履行	本学発注の物品購入等の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。	
(3) 契約違反	(2)に掲げる場合の他、本学発注の物品購入等の履行に当たり、契約等に違反し、購入の相手方として不適切であると認められるとき。	
(4) 談合等	本学が発注する物品購入等において、公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るための談合が発覚したとき	
(5) 不正行為	①本学に対し架空請求を行ったとき	
	②納品の事実を偽ったとき	
	③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	
	④監督又は検査の実施にあたり、その執行を妨げたとき。	
	⑤その他本学が不正と認めた場合	
(6) 不誠実行為	本学に対して不誠実な行為を働き、購入の相手方として不適切であると認められるとき。	
(7) 賄賂	次に掲げる者が、本学の役員又は職員に対して賄賂を行ったとき。 ①代表役員等(代表権を有する役員) ②一般役員等(役員又は支店、営業所等を代表する者) ③取引先の使用人	

3. 取引停止の通知

取引の停止を行った場合は、当該取引先に通知をします